「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂(第3回)について

一般社団法人監査懇話会 2016年3月

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」は、「監査役職務確認書」をご利用になる監査役の皆様、及び親会社の監査役の立場で企業グループ全体の内部統制の構築と運用状況を監査する監査役の皆様を対象とし、「監査役職務確認書」の姉妹版として位置づけられるものです。

本確認書は2013年2月の公表以来これまで2回の改訂を行い、2015年5月に施行された会社法改正の内容は第2回改訂版(2015年5月改訂)において既に反映されています。そこで今回の改訂作業では、本確認書をより多くの監査役の皆様にご利用頂けるように、主として「より分かり易く、より使い易く」を主眼において見直しを行いました。

主な改正内容は以下のとおりです。なお、第3回改訂版における改正箇所は網掛けを行い、文字を太字で表示しています。

[会社法編]

- ① これまで一部の確認項目に表示されていた参考法令や監査役監査基準等は、各「監査のポイント」ごとに まとめて表示することとしました。
- ② 確認項目18 内部統制のモニタリング結果や具体的な改善策が取締役会に報告されていることだけでなく、その審議も適切に行われていることを確認することも必要であるとしました。
- ③ 確認項目37 会社法改正の主旨に基づき、企業集団内部統制システムの決議内容を明記するとともにその構築のみならず運用の状況についても確認することとしました。
- ④ 確認項目47 情報伝達体制が構築され、それが有効に運用されていることを監査すべきであることを具体的に表記しました。
- ⑤ 確認項目52 内部統制システムが構築はされていても運用面で問題がある場合も考えられるため修正しました。
- ⑥ 監査のポイント9 タイトルを「会計監査人との連携」(従来は「会計監査人の監査の方法と結果の妥当性の監査」)に修正するとともに、連結会計監査の状況も会計監査人に対する相当性判断の重要な根拠となることを明記しました。
- (7) 確認項目61 会計監査人の意見を聴取したうえで、見解の相違を確認する対象を明確にしました。
- ⑧ 確認項目 63 全ての子会社・関連会社には往査しない場合もあるため、「必要に応じて」を追記しました。

[金商法編]

① 確認項目1 「企業集団の財務報告に係わる内部統制上の共通の重要なリスク」に、東芝事件に見られるような「対外的に報告又は公表すべき情報が隠蔽される場合」を追加しました。

- ② 確認項目 2 親会社の代表取締役や取締役会が全ての子会社・関連会社それぞれの固有のリスクを把握することには無理があるとして、「重要な子会社・関連会社」と修正しました。
- ③ 確認項目7 事業年度末以後の内部統制報告書提出時点で改善がなされていれば、事業年度末時点で内部統制が有効であったことが示されるという誤解を生む恐れがあり、「事業年度末及びそれ以後の有効性評価結果に開示すべき重要な不備があった場合」に修正しました。合せて内部統制報告書に記載すべき内容を明確化しました。
- ④ 確認項目14 事業年度末において「開示すべき重要な不備」が存在する場合と修正することで、分かり易くしました。同様の修正は確認項目24、29、33でも行っています。

これらの修正を行った第3回改訂版を、より多くの監査役の皆様にご活用頂きますようお願い申し上げます。

以上

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂(第2回)について

一般社団法人監査懇話会 2015年5月

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」(2013年2月公表、2014年3月第1回改訂)は、「監査役職務確認書」をご利用になる監査役の皆様、及び親会社の監査役の立場で企業グループ全体の内部統制の構築と運用状況を監査する監査役の皆様を対象とし、「監査役職務確認書」の姉妹版として位置付けられるものです。

平成26年改正会社法が、2015年5月1日に施行されることに伴い、第2回目の改訂を行いました。

会社法及び法務省令の改正内容は、多岐にわたりますが、企業集団内部統制に直接関係する改正箇所は、次の事項です。

- 1 企業集団の内部統制に関する「法務省令」の条文が「法律」に**格上**げされ、具体的な取締役会の決議事項は 法務省令に委任されました(会社法362条4項6号 他)。
- 2 法務省令に、大会社等が取締役会で決議しなければならない「企業集団における業務の適正を確保するため の体制」として、次のイ~二が、規定(例示)されました。(会社法施行規則100条1項5号 他)。
 - イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告体制 (子会社から親会社への報告体制)
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (子会社のリスク管理体制)
 - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (子会社の効率性確保体制)
 - 二 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (**子会社のコンプライアンス体制**)
- 3 監査役への報告体制として、改正前は、「会社内で取締役・使用人から監査役へ報告する体制」(**監査役へ の報告体制**) が、取締役会の決議事項として規定されていました。

それに加え、改正後は、「子会社(取締役・監査役・使用人等)から、又はそれらの者から報告を受けた者から、親会社の監査役へ報告するための体制」が追加されました(会社法施行規則100条3項4号 他)。 (子会社から親会社の監査役への報告体制)

- 4 監査役へ報告(社内での監査役への報告、及び子会社から親会社の監査役への報告)をしたことを理由として、報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制が、取締役会の決議事項とされました(会社 法施行規則100条3項5号 他)。(監査役への報告者に対する不利な取扱い禁止体制)
- 5 また、内部統制システム(企業集団内部統制も含む。)の決議内容の概要は、従来から事業報告の記載事項ですが、それに加え、内部統制システムの「**運用状況の概要**」も事業報告の記載事項とされました(会社法施行規則118条2号)。

これらを踏まえ、改正の検討を致しましたが、本確認書には、既に幅広く確認項目が網羅されており、見直すところはそれほど多くはありませんでした。

主な改正内容は、次のとおりです。なお、改正箇所は網掛けをし、分かるように表示しています。

[会社法編]

① 監査のポイント2

代表取締役と意見交換すべき項目として、会社法施行規則で企業集団内部統制の決議事項として例示された 4項目(イ.子会社から親会社への報告体制、ロ.子会社のリスク管理体制、ハ.子会社の効率性確保体制、 ニ.子会社のコンプライアンス体制)を明記しました。

② 監査のポイント4及び5

分かり易くするため、一部、簡明にするための書き直し、定義を置いての文章の簡素化を図りました。

③ 確認項目69

監査環境の説明に、a. 取締役・使用人等が、自社の監査役だけでなく、親会社の監査役へも報告すること、b. 監査役への報告者が不利な取扱いを受けないこと、c. 監査職務にかかる費用の支払いが滞りなく行われること、を追加しました。

④ 確認項目70

子会社・関連会社の取締役等が、親会社へ報告するに当たり、親会社の監査役へも報告が必要であることを 明示しました。

⑤ 確認項目72及び82

親会社等との間で、一般的でない取引がある場合、子会社の取締役は、その取引に関し「関連当事者との取引に関する注記」及び「事業報告」に記載しなければなりません(子会社が、公開会社又は会計監査人設置会社の場合)。また、子会社の監査役は、当該事業報告の記載内容について、監査役(会)の意見を、監査報告に記載する必要があります。そのことを確認事項に追加しました。

[金商法編]

関係法令等及び確認資料例を金商法編の共通事項として整理するなど、簡潔化しました。

監査役の皆様が、本確認書を積極的にご活用いただければ幸いに存じます。

以上

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂について

一般社団法人監査懇話会 2014年3月

近年、連結経営の重要性、すなわち企業グループ全体として統一性のある経営を推進することの重要性が唱えられています。また、子会社等の不祥事の発生によってもたらされる企業グループ全体へのレピュテーションリスクも高まっています。2013年2月に初めて、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を公表いたしました。この確認書は、「監査役職務確認書」をご利用になる監査役の皆様、及び親会社の監査役の立場で企業グループ全体の内部統制の構築と運用状況を監査する監査役の皆様を対象とし、「監査役職務確認書」の姉妹版として位置づけられています。

昨年9月より、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の検討委員会において、約半年の検討を続けた 結果、この度、第1回改訂版を公表いたしました。

改訂には、既存の確認項目等の文章を一部変更したものと新たに確認項目を新設したものがあります。検討委員会の検討の中で特に重要な論点を紹介します。

なお、内部統制に関して「大会社及び委員会設置会社以外の会社であっても、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない」旨追記いたしました。

(1)会社法編確認項目7. 、確認項目81

2013年版の企業グループ内の子会社・関連会社は、監査役設置会社であることが望ましいという視点を保ち、さらに、2014年版では、親会社の代表取締役に対する監査の中で、子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、その監査役が、会社法で定める任期期間の満了時まで監査役職務を遂行できるように配慮されていること、に関し確認項目にしました。

関連して、親会社監査役が、子会社・関連会社の監査役の任期について現状を確認する確認項目を新設しました。

(2)会社法編確認項目9. 、確認項目66.

2013年版では、企業集団内の共通する内部統制上のリスクと各子会社・関連会社の固有の内部統制上のリスクが把握されていることを確認する項目を置いています。2014年版では、それに加えて子会社・関連会社の内部統制システム構築・運用の具体的な面では、グループ全社一律の適用ではなく、事業特性やリスクの状況に応じた内部統制システムの構築・運用状況であることを確認する項目を新設しました。

(3)会社法編確認項目76.

2013年版確認書では、親会社監査役が子会社・関連会社の監査役と意見交換をする場合、子会社・関連会社の 監査役が当該会社の代表取締役と意見交換ができる監査環境にあることを確認する、としています。2014年版で は、子会社・関連会社の監査役が、当該会社の代表取締役と意見交換した内容を、自ら当該会社内で監視、検証 する監査環境にあることを確認する、という項目を新設しました。

(4) 金商法編監査のポイント2、監査のポイント5、確認項目25.、26.、27.、32.

2013年版の確認書では、財務報告に係る内部統制システムの構築・運用に関して、取締役の有効性評価の方法や結果、また監査人の内部統制監査の方法や結果について、監査役が、その内容の妥当性や適切さを確認する、としていました。それに対して、検討委員会では、金商法の規制を受ける財務報告に係る内部統制システムにおいては、妥当性や適切であるかを個々に判断することを監査役は求められていないという指摘がありました。改

訂の必要はないという意見も一部にありましたが、会社法に則った監査役の意見形成の参考にする程度のスタンスであるべきだという意見が多数あり、改訂致しました。

今回の改訂内容に関して、皆様の忌憚のないご意見を拝聴できれば幸いに存じます。 なお、会社法の改正案がすでに国会に上程されていますが、公布日、施行日が明確でないために、今回の改訂に は関連する内容を盛り込んでおりません。会社法改正に伴う当該監査役職務確認書の改訂は、次年度の改訂作業 に委ねています。 (了)

*2014年5月大会社及び委員会設置会社以外の会社における内部統制システムに関し追記

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」作成にあたって

一般社団法人監査懇話会 2013年2月

【はじめに】

会社法の施行に伴い大会社の場合、「企業及び企業集団における内部統制の構築」が義務付けられており、 更に金融商品取引法の施行によって、証券取引所上場会社は、「連結グループにおける財務報告に係わる内部 統制の評価」が求められています。その他の中小会社においても内部統制システムの構築は、重要な課題になっています。しかし、こうした内部統制の強化の流れの中でも企業不祥事は後を絶ちません。各企業において 直面する課題は多種多様であり、監査役の監査の環境も様々と言えますが、監査懇話会は、監査役が行うべき 標準的な職務を怠りなく遂行出来ることを目指して、2011年3月に「監査役職務確認書」を作成し、2013年2 月に第3回改訂版を公表しています。

改訂と並行し、「監査役職務確認書」の業務監査に関する項目の「5.内部統制監査」及び「10.企業集団に関する監査」について、監査役の職務をさらに具体的にして行く必要があると判断し、「監査役職務確認書委員会」の下で、このテーマを検討する委員会(「企業集団内部統制監査検討委員会」)を立ち上げ、検討を続けてまいりました。約1年間の検討の結果、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」(以下、「本確認書」と称す)を公表致します。監査役が的確な監査を行うためには、監査業務の品質を高めることが重要です。この新たな「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を利用して、監査の着眼点の拡大と監査技術の向上に役立てていただければ幸いです。

【全般的な解説】

1. 企業集団内部統制に関する監査役監査の基本的な姿勢

親会社監査役は、企業集団の親会社及び子会社・関連会社の内部統制の構築・運用に関して、親会社の代表取締役やその他の取締役が主体的かつ適切に業務執行をしているか否かを監査します。

各企業集団の親会社が、各子会社、関連会社の規模の大小、内部統制上のリスクの評価、企業集団内における重要性を勘案して、自らの企業集団の「内部統制構築範囲」を決定する手続は重要です。また構築・運用状況の適切さを監査するに当たっては、子会社・関連会社の業務の効率性を極端に妨げる程の過度な業務統制や文書化作業を親会社が求めていることがないか、内部統制上のリスク評価の結果及び運用される内部統制の有効性を考慮しつつ、留意する必要があります。

親会社監査役は、企業集団内において内部統制監査を自ら適切に進め、実情を正しく把握し、監査結果に基づく改善提言を有効なものにしなければなりません。子会社・関連会社に対しては、ヒアリング等による情報収集や意見交換を行いますが、さらに子会社に対しては、必要があるときは、調査を行うことができます。

一方、企業集団内の監査環境について考えれば、子会社・関連会社の監査役が監査役として行うべき標準的な職務を適切に行える体制にあることが重要になります。親会社の監査役は、①子会社・関連会社の監査役が、監査役として行うべき標準的な職務が適切に行える体制を構築するように親会社代表取締役に求め、②監査懇話会「監査役職務確認書」「取締役職務執行確認書」等を活用して、子会社・関連会社の監査役の監査意識、監査技術の向上に積極的に関わり、③子会社・関連会社の監査役と連携して、企業集団の内部統制監査職務に当たることが望ましいと言えます。

2. 本確認書の利用方法

本確認書を利用する監査役は、企業集団の親会社に所属する監査役を想定しています。 記載した各確認項目の文章は、多くを「・・・を確認した」という表現にしてあります。しかし、事業年度

末に監査役が当事業年度の職務を振り返って確認するという利用方法だけでなく、事業年度の期首の監査計画 作成時や、期中の監査職務遂行時など、年度を通して適時、監査役に必要な職務のセルフチェックリストとし て活用することを併せてお考え下さい。

各確認項目の前に□を置き、チェックマーク等で印をつけられるようにしました。確認項目で求めている内容を「確認」できない場合、あるいは、「部分的な確認」しかできない場合は、その状況等を「コメント記入欄」に記載するとともに、代表取締役やその他の取締役など監査対象としている相手方と意見交換等を行い、改善のための発言、提言として活用し、お役立て下さい。

また、企業集団ごとにそれぞれの状況が異なるため、企業集団内の子会社・関連会社におけるリスクの度合いを考慮しながら、列挙されている確認項目を適宜カスタマイズして、親会社監査役だけでなく子会社監査役もご利用下さい。

3. 確認項目の構成

本確認書の確認項目は実務上の便宜という観点から、【会社法編】と【金融商品取引法編】に分けています。

【会社法編】では、

- A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務
- B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

に分けて記載しています。

Aにおいては、親会社の代表取締役、取締役会等重要会議、企業集団における種々の統括を主管する統括 本部担当取締役及び本部長等を主要な監査対象とし、内部監査部門及び会計監査人を意見交換や情報収集の 対象としています。

Bにおいては、原則的に子会社・関連会社が、独立した法人格を有すること、及び監査役設置会社であると想定していることに基づき、親会社の監査役職務には、子会社・関連会社の代表取締役からのヒアリング、必要に応じてその他取締役からのヒアリング、及び子会社・関連会社の監査役との意見交換を求めることに致しました。

【金融商品取引法編】では、

親会社監査役としての親会社における監査役職務の確認項目を記載しています。

4. 用語の説明

本確認書の確認項目で使用している用語中、次の用語の持つ意味はそれぞれ下記の通りです。

①企業集団

親会社と親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、及び親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指す。

【参考】

会社法上の内部統制において企業集団とは、会社法施行規則100条1項5号により、「当該株式会社並びにその親会 社及び子会社からなる」と規定される。金商法による内部統制は、連結ベースで行うものとされており、「連結財務 諸表を構成する有価証券報告書提出会社及び当該会社の子会社並びに関連会社(持分法適用会社)を、財務報告に係 る内部統制の評価範囲の決定手続を行う際の対象とすることをいう」と定義されている(金融庁企業会計審議会によ る評価及び監査の基準並びに同実施基準に基づく)。

②取締役会等

「取締役会等」とは、監査役が同席する取締役会及びその他の重要会議を総称する。本確認書の確認項目におい

て、「取締役会等」と記載している場合は、必ずしも取締役会のみに限定しているわけではない。

その他の重要会議の例としては、常務会、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会などがある。会議の報告、審議、決定の運用ルールは、各社の社内規程等に基づくこととする。

③統括本部等

親会社は、企業集団全体の統治のために各種の統括機能組織を有している。この統括機能を有する組織を「統括本部等」と総称する。

統括本部等の担当する機能は、数多くある。企業集団の内部統制システムの構築・運用の推進機能、内部統制システムの構築・運用状況のモニタリングをする機能(内部監査部門が担当する場合が多い)、子会社・関連会社の事業推進の機能、子会社・関連会社を含めた企業集団全体の連結会計業務・財務会計業務(経理・財務)の機能、さらに法務、労務、品質、環境等の分野における企業集団内の一元的な管理機能などが存在する。

これらの多くの機能を企業集団によっては親会社のひとつの部門で一括して主管している場合もある。

4内部監査部門

親会社の内部監査部門を指す。

本確認書では、企業集団における内部統制の構築、運用、不備改善を推進する親会社内の統括本部等に対して、 その構築、運用、不備改善の活動等の状況をモニタリングする(財務報告に係わる内部統制の場合、有効性の評価 をする)独立した社内組織が存在することを求めている。各社、各企業集団の状況によって、モニタリング、評価 する組織が、統括本部、委員会等と称される場合もあるが、その呼称に係わらず、その機能は、「内部監査部門」 に相当すると考えて確認項目を配置している。

(5)不適正な行為

法令違反、定款違反、社内規程・規則違反、コンプライアンス基準・行動規範等に照らして不正、又は不当な行為を指す。一般的でない取引、利益相反取引、競業取引は、法令や社内規則等の条件を満たしていない場合は、不適正な行為(取引)に該当する。

⑥支配力基準

連結の範囲を決定する際に、議決権の過半数を自己の計算において所有している等の持株基準だけでなく、他の会社の意思決定機関との実質的な支配関係を加味する判定基準を指す。

⑦「監査役職務確認書」

監査懇話会作成の「監査役職務確認書」2013年2月版を指す。

⑧「取締役職務執行確認書」

監査懇話会作成の「取締役職務執行確認書」2013年2月版を指す。

5. 主な関連法令等

- ○会社法330条[株式会社と役員等との関係]
- ○民法644条「受任者の注意義務(善管注意義務)]
- ○会社法355条[忠実義務]
- ○会社法362条4項6号、5項[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備、大会社の取締役会における決定]

- ○会社法施行規則100条1項5号「企業集団における業務の適正を確保するための体制」
- ○会社法381条1項[監査役の職務・権限]
- ○会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]
- ○会社法381条2項[監査役の報告請求、業務財産調査権]、同3項[監査役の子会社調査権]
- ○会社法397条[会計監査人の監査役に対する報告]
- ○金融商品取引法193条の2 [公認会計士又は監査法人による監査証明]
- ○金融商品取引法193条の3[公認会計士等の法令違反等事実発見への対応]
- ○会社法2条1項3号、4号[子会社、親会社の定義]
- ○会社法施行規則3条1項、2項、3項[子会社及び親会社の定義]
- ○会社計算規則2条3項18号[関連会社の定義]
- ○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項、4項[親会社、子会社の定義]、5項[関連会社の定義]
- ○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則2条1項2号、3号、7号「親会社、子会社、関連会社の定義」
- ○金融商品取引法24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]
- ○企業内容等の開示に関する内閣府令第1条1項23号[企業集団の定義]
- ○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則4条第1項1号[企業集団の定義]
- ○金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準(意見書)」(平成19年2月15日)
- ○金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂(意見書)」(平成23年3月30日)
- ○金融庁総務企画局・内部統制府令ガイドライン平成23年3月「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
- ○日本監査役協会「監査役監査基準」(平成23年3月10日改正)第21条(内部統制システムに係る監査)、第22条 (企業集団における監査)

なお、本確認書の「監査のポイント」「職務確認項目」の下に、それぞれに直接関連する法令名等とその条項を 記載しているので参考にして下さい。

6. 主要参考文献

- ①監査懇話会「監査役職務確認書」(2013年2月)
- ②監査懇話会「取締役職務執行確認書」 (2013年2月)
- ③日本監査役協会「監査役監査基準」(平成23年3月10日改正)
- ④日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」(平成23年3月10日改正)
- ⑤日本監査役協会「監査役監査実施要領」(平成23年7月7日改正)
- ⑥日本監査役協会関西支部監査役スタッフ研究会「企業集団における監査役監査とスタッフの役割—内部統制システム監査の視点を中心に一」(平成20年7月22日)
- ⑦日本監査役協会「監査役から見た財務報告に係わる内部統制報告制度に関するQ&A」(平成20年9月29日)
- ⑧金融庁総務企画局「内部統制報告制度に関するQ&A」(平成19年10月1日別紙5−1、平成20年6月24日追加)
- ⑨高橋均編著「企業集団の内部統制」(2008年2月発行学陽書房)
- ⑩中村直人著「判例に見る会社法の内部統制の水準」(2011年9月発行商事法務)
- ⑪主要企業の「内部統制システムに関する取締役会決議」(2011年3月期事業報告より)

以上